

入札経過調書

件名 ハイブリッド型IP無線機の購入

(単位：円)

順位	入札業者名	所在地	入札価格(消費税抜き)	備考
1	田中電気株式会社	千代田区	27,519,000	落札 契約金額 30,270,900 うち消費税 2,751,900
2	三愛電子工業株式会社	品川区	29,400,000	
	三峰無線株式会社 東京支店	中央区	辞退	
	三信電気株式会社 ソリューション営業本部	港区	辞退	
	東京システム特機株式会社	千代田区	辞退	
	松和電子システム株式会社 東京支店	千代田区	不参	
	株式会社HYSエンジニアリングサービス フィールドサービス本部	小平市	不参	
	株式会社国際電気	港区	不参	

田中電気株式会社 経歴書

1. 本 社	東京都千代田区外神田一丁目15番13号
2. 支店・営業所	神奈川営業所、大阪営業所、福岡営業所、西日本支店
3. 設 立	1953年7月3日
4. 資 本 金	60,000千円
5. 社 員 数	249名※2026年4月現在

6. 営 業 品 目	1.電気通信機器、電子計算機、ファックス、医療用具の一般製作並びに販売
	2.電波受信調査、コンサルティングの提供、受託
	3.電気通信工事、電気工事、土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事の設計、施工及び請負
	4.古物営業法による古物の売買
	5.不動産の売買、賃貸、管理、保有及び運用
	6.損害保険の代理店業及び生命保険の募集に関する業務
	7.前各号に付帯関連する一切の業務

7. 取引銀行 芝信用金庫、三菱UFJ銀行、東京シティ信用金庫、商工中金、きらぼし銀行、埼玉りそな銀行、武蔵野銀行 他

8. 年間売上高 (単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度
通信用機械器具類	2,314,106	2,153,813

9. 官公庁における過去の主な契約実績 (単位：千円)

発注者	件 名	納期 (年月)	契約金額
法務省	IP無線機等の供給一式	R8.3	13,581
千代田区	防災行政無線 操作卓等の購入	R7.3	28,287
杉並区	IP無線機の購入	R6.8	2,410
台東区	MCAアドバンス無線機買入	R5.10	1,403
奥多摩町	衛星無線機購入	R3.10	5,627

買入物品内訳

	品名	数量	単位
1	【庁舎半固定局設備】		
	無線機（本体、アンテナ、バッテリー、充電器）	1	式
	防水スピーカーマイク	1	個
	バッテリー内蔵型AC電源	1	台
	400MHz帯スリーブ型アンテナ	1	基
2	【DCR中継局設備】		
	DCR中継機	1	式
	直流電源装置（DC13.6V出力）	1	式
	400MHz帯コーリニア型アンテナ	1	式
3	【ハイブリッドIP携帯局】		
	無線機（本体、アンテナ、バッテリー、充電器）	40	式
	防水スピーカーマイク	40	個
	バッテリー内蔵型AC電源	6	個
	400MHz帯スリーブ型アンテナ	40	基
	400MHz帯マグネット型アンテナ	4	基
	電源供給機	40	個
4	【ハイブリッド型IP携帯機】		
	無線機（本体、アンテナ、バッテリー、充電器）	63	式
	ロングアンテナ	63	本
	防水スピーカーマイク	63	個
	ハードケース・ショルダーストラップ	63	個
	電源供給機	63	個

国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案の概要について

1. 個人市民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る所要の措置

公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、所得税における扶養親族等申告書の提出義務がない年金収入214万円以下の公的年金等受給者（非課税）のうち、個人市民税においては、年金収入155万円を超えると課税となる可能性があるため、扶養親族等申告書の提出を義務とする。

<市税賦課徴収条例第33条の3の3>

【令和9年1月1日施行】

2. 固定資産税の免税点の見直し

固定資産税について、家屋に係る免税点を20万円から30万円に、償却資産に係る免税点を150万円から180万円に引き上げる。

<市税賦課徴収条例第55条>

【令和9年4月1日施行】

3. セルフメディケーション税制の恒久化

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について、スイッチOTC医薬品の購入の対価に係る部分について、適用期限を撤廃し、恒久化する。

<市税賦課徴収条例附則第7条>

【令和9年1月1日施行】

4. 住宅ローン控除の適用期限の延長

住宅ローン控除について、所得税における適用期限が令和12年12月31日まで5年延長されたことに伴い、市民税においても5年延長する。

＜市税賦課徴収条例附則第8条の3＞

【令和9年1月1日施行】

5. 優良住宅地の造成等のために地すべり防止区域等内の土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の見直し

一定の事業のために土地等を国や地方公共団体等に譲渡した場合の長期譲渡所得のうち、2,000万円以下の部分における税率を軽減する特例について、譲渡した土地が地すべり防止区域等内に存する場合を対象から除外する。

＜市税賦課徴収条例附則第21条の2＞

【令和10年1月1日施行】

6. 特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の創設

暗号資産取引業者に対して特定暗号資産の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、現行の総合課税から他の所得と分離して、住民税5%（都民税2%、市民税3%）の税率により課税することとする。

＜市税賦課徴収条例附則第25条の3＞

【金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日から施行】

国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(寄附金税額控除) 第31条の7 略 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>(寄附金税額控除) 第31条の7 略 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p>
<p>(外国税額控除) 第31条の8 所得割の納税義務者が、法第314条の8に規定する外国の所得税等を課された場合においては、法第314条の8および令第48条の9の2に規定するところにより控除すべき額を、第31条の3及び前2条の規定を適用した場合の<u>所得割の額</u>から控除する。</p>	<p>(外国税額控除) 第31条の8 所得割の納税義務者が、法第314条の8に規定する外国の所得税等を課された場合においては、法第314条の8および令第48条の9の2に規定するところにより控除すべき額を、第31条の3及び前2条の規定を適用した場合の<u>所得割額</u>から控除する。</p>
<p>(市民税の申告) 第33条の2 第20条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定</p>	<p>(市民税の申告) 第33条の2 第20条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定</p>

新	旧
<p>(3)及び(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給与所得者は、第1項および第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第45条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>6 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第33条の3の3 <u>次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u></p> <p><u>(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第20条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第45条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつ</u></p>	<p>(3)及び(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給与所得者は、第1項および第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第45条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>6 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第33条の3の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第45条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならな</u></p>

新	旧
<p>て退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</p> <p>(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第20条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者</p> <p>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</p> <p>(3) 特定配偶者の氏名</p> <p>(4) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(5) その他施行規則で定める事項</p> <p>3 第1項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項または同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項または法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項または同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>4 略</p> <p>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由す</p>	<p>い。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称</p> <p>(2) 特定配偶者の氏名</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) その他施行規則で定める事項</p> <p>2 前項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項または法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項または法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由す</p>

新	旧
<p>べき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第55条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋または償却資産の固定資産税の課税標準である価格の合計額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第7条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第31条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第8条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に</p>	<p>べき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第55条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋または償却資産の固定資産税の課税標準である価格の合計額が土地____にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。</p> <p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第7条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第31条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第8条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に</p>

新	旧
<p>規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第31条の3及び第31条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第31条の3及び第31条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第8条の4 第31条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第31条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第20条の3第1項、附則第20条の4第1項、附則第21条第1項、附則第22条第1項、附則第25条第1項、附則第25条の2第1項、<u>附則第25条の3第1項又は附則第26条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第31条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第8条の4 第31条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第31条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第20条の3第1項、附則第20条の4第1項、附則第21条第1項、附則第22条第1項、附則第25条第1項、附則第25条の2第1項又は附則第26条第1項 _____ の規定の適用を受けるときは、第31条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項 _____ の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に定めるところにより計算した金額とする。</p>
<p>第10条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項 <u>(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところにより控除すべき額を、第31条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>	<p>第10条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項 _____ に規定するところにより控除すべき額を、第31条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>
<p>(優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>(優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p>

新	旧
<p>第21条の2 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p> <p><u>（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</u></p> <p>第25条の3 <u>当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第30条第1項及び第2項並びに第31条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令</u></p>	<p>第21条の2 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 略</p>

新	旧
<p>附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「<u>特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額</u>という。）に対し、<u>特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額</u>（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第31条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>第31条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p>(2) <u>第31条の6から第31条の8まで、第31条の9第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項の規定の適用については、第31条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項前段、第31条の8、第31条の9第1項、附則第8条第1項及び附則第8条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第31条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3) <u>第32条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第25条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p>(4) <u>附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>附 則</p>	

新	旧
<p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p><u>(1) 第33条の2第1項ただし書、第33条の3の2及び第33条の3の3の改正規定並びに附則第7条の改正規定及び附則第8条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日</u></p> <p><u>(2) 第55条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日</u></p> <p><u>(3) 第31条の7第2項の改正規定並びに附則第8条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第10条の2の改正規定及び附則第21条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日</u></p> <p><u>(4) 第31条の8の改正規定並びに附則第8条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第25条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日</u></p> <p><u>(市民税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 この条例による改正後の国立市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第33条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第33条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の国立市市税賦課徴収条例第33条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2 新条例附則第8条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居</u></p>	

新	旧
<p><u>住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 前条第4号に掲げる規定による改正後の国立市市税賦課徴収条例附則第8条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>4 新条例附則第21条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第21条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。</u></p> <p><u>5 新条例附則第25条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。</u></p>	

新	旧
<p><u>(固定資産税に関する経過措置)</u> <u>第3条 新条例第55条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</u></p>	